

平成24年第2回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成24年4月26日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時

平成24年4月26日（木曜日） 午前10時57分～午後0時09分

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	議会事務局長：佐々木誠治
神岡支所長：鈴木直樹	西仙北支所長：今野幸宏
中仙支所長：皆川貢	協和支所長：武田春樹
南外支所長：伊藤敏夫	仙北支所長：佐々木ジョージ
太田支所長：草薙均	総務課長：伊藤義之
総務部次長兼防災管理監：郡山茂樹	会計管理者：柴田敬史
秘書課長：富樫公誠	総務部次長兼財政課長：佐藤芳彦
契約検査課長：久保江信晴	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
管財課長：舩屋博之	総合防災課長：進藤久
選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄	監査委員事務局長：佐藤智弘
市民部長：山谷勝志	環境交通安全課長：平寛二
市民部次長兼国保年金課長：小野地淳司	市民課長：佐々木恭子
消費生活相談室長：西村とも子	

議会事務局職員出席者

参事 竹内 徳 幸

審議案件

- 第 1 報告第 2 号 専決処分報告について
(平成 23 年度大仙市一般会計補正予算 (第 15 号))
 - 第 2 報告第 5 号 専決処分報告について (大仙市税条例の一部を改正する条例)
 - 第 3 報告第 6 号 専決処分報告について
(大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 第 4 議案第 116 号 平成 24 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 号)
-

午前10時57分 開会

○委員長（渡邊秀俊） 会議に先立ちまして、平成24年度の定期人事異動で職員の異動がありましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（元吉総務部長から順次総務部関連職員自己紹介）

○委員長（渡邊秀俊） 次に、市民部、お願いします。

（山谷市民部長から順次市民部職員自己紹介）

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議において、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくをお願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからをお願いいたします。始めに、元吉総務部長から、代表してごあいさつをお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。定期人事異動後初の委員会でありますので、どうかよろしくをお願いいたします。本日の総務民生常任委員会でご審議いただきます案件は、専決処分いたしました財政調整基金積立金の補正などを内容といたします平成23年度一般会計補正予算第15号、地方税法等の改正に伴う市税条例及び国民健康保険条例の一部改正、並びに今冬の豪雪や暴風による被害などに関わる平成24年度一般会計補正予算第1号の、合計4件であります。詳細につきましては各担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、これより審査いたします。なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、報告第2号、専決処分報告について、「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。始めに、佐藤総務部次長兼財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 23年度一般会計補正予算第15号についてご報告を申し上げます。お手元に総務民生常任委員会の3月専決の補正予算という資料、3ページものですが、これとあわせてご説明申し上げますのでよろし

くお願い申し上げます。1 ページをお開きいただきたいと思います。歳入一般財源につきまして、それぞれの費目につきまして3月中に最終的な決定額がありましたので、当初予算との差額を補正するものであります。2 款地歩譲与税は4 4 4 万4 千円の補正であります。ガソリンの製造業者が出荷する際に課税されるものであります。次の自動車重量譲与税は、自動車の車検時にその重量に応じて課税されるものであります。2, 2 8 4 万2 千円の補正であります。3 款利子割交付金は、利子の支払いを受ける際に課税されるものであります。税率は5 %であります。1 7 5 万2 千円の補正であります。4 款配当割交付金は、上場株式等の配当を受ける際に課税されるものであります。2 4 年1 月以降は5 %、それまでは3 %の税率であります。1 7 1 万7 千円の補正であります。5 款株式譲渡割配当交付金につきましても同様であります。補正額は4 6 万円の減額補正であります。7 款のゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場の利用者に対して課税されるものであります。大仙市内のゴルフ場は市民ゴルフ場、ロイヤルセンチュリー、ラングス、ウィンズカントリークラブの4 箇所となっております。補正額は1 0 2 万8 千円の減額補正であります。8 款自動車取得税交付金は、1, 9 3 0 万円の減額補正であります。自動車を取得する際に課税されるものであります。税率は自家用自動車が5 %、営業用及び軽自動車が3 %となっております。なお、電気自動車やハイブリット車など、環境への負荷の少ない自動車には減免する措置がございます。次の1 0 款地方交付税につきましては、2 億7, 8 3 9 万円の補正であります。2 3 年度の特別交付税につきましては、3 月2 3 日に閣議決定がなされております。大仙市への最終的な交付額は、2 0 億6, 9 6 2 万6 千円となっております。前年度の、2 3 年度の交付額が資料に記載しておりますけれども、1 7 億6, 0 0 7 万2 千円となっておりますので、前年度対比では3 億9 5 5 万3 千円の増というふうになっているものであります。1 1 款の交通安全対策特別交付金は1 2 2 万円の減額補正となっているものであります。以上が歳入であります。

次のページ、2 ページは歳出の関係であります。財政調整基金の積立金は2 億円の補正をしたものであります。2 3 年度の歳入のうち、特別交付税が当初見込みを上回って決定となったことから、今回、補正をするものであります。2 3 年度におきましては、当初予算で5 千万円、3 月定例会で1 億1, 0 0 0 万円、今回の補正で併せて3 億6, 0 0 0 万円の積み立てとなるものであります。これによりまして、2 3 年度末残高は、2 2 億2, 5 0 7 万9 千円となるものであります。2 6 年度までに標準財政規模の1 0 %相当額

を積み立てするというのが現在の目標数値であります。この目標数値、30億円を目指して今後も財政運営等を勘案しながら積み立てして参りたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。減債基金積立金であります。1億円の積立であります。減債基金につきましては、当初予算では1,500万円の積立でありました。これは大仙夢未来債の繰上償還に関わるものであります。3月定例において、秋田県町村土地開発公社の解散に伴う繰上償還の財源として活用させていただきたいということで、一部取り崩しをしております。今回それらを勘案しまして1億円の積立をしたものであります。年度末残高は、1億5,461万3千円となっているものであります。今後も、利子の高いものの繰り上げ償還を行い、市債残高及び利子の軽減を図ってまいります。24年度も、財政運営を勘案しながら、減債基金への積み立てを行い、将来負担の軽減に努めてまいります。

以上、財政課所管の補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 報告第2号、専決処分報告について、平成23年度大仙市一般会計補正予算第15号のうち、環境交通安全課にかかる部分についてご説明申し上げます。補正予算書については、17ページであります。また、前もってお配りしております事業説明書は4ページをお願いいたします。4款1項7目91事業、環境保全基金積立金につきましては、2千万円を補正し、補正後の予算現額を1億306万8千円とするものであります。現在環境保全基金につきましては、廃棄物処理等環境保全対策を進め、協和地域住民が快適で文化的な生活を送るための環境整備施策の実施に要する経費に充てるための基金であります。今般の補正額については、環境保全センター下流域住民のさまざまな要望に対応するため積立を行うものであります。

次に、事業説明書5ページをお願いいたします。4款1項8目22事業、家庭用LED照明購入補助事業費についてであります。この件につきましては3月補正で補正をお願いしておったところではありますが、年度末に申請が予想を上回ったため、620万5千円を補正し、補正後の予算現額を3,819万4千円とするものであります。なお、3月末までの申請件数を申し上げますけれども、電球の方が380件、照明器具が1,000件で、合わせて1,380件でございました。以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財政課長、次長さんだすな、偉くなったから。非常に、私どもが願ってる財調基金の積立、非常にいいことだと思いますし、実績としてこのとおりバチバチと出てくるというのはすごい評価です。30億に向けてどんどん進んでいってもらわなければならないし、非常にいい評価をしたいと思います。委員会としていつも悪いことだけ申し上げるのも酷ですので、いいことはいいというふうに評価しますので、何とかひとつこの線を崩さないようによろしくお願い申し上げます。

それでだ、まずこれだけ留保財源持ったんだけど、まだ留保財源どの位もってる、10億くらい持ってるべ。そう言いながらおめだ、いつも隠してて9月、10月まで引っ張るね。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 今回、特別交付税思いがけなく20億円を超えています。それで、財調に2億円、減債に1億円積み立てしました。ただ、予算留保しているお金も若干ございます。いま、1億4,500万くらいを特別交付税上で留保しております。これについては翌年度の繰越財源ということで活用させていただきたいと考えております。それから、冒頭で市長の方からもあいさつの中にもありましたけれども、今冬の豪雪で、国からの国庫補助金が直接市町村道に下りて参りました。これが1億1千万円くらいありましたけれども、その一部を翌年度に、今回の道路維持費とか補修等に使用させていただきたいという考え方でおりますので、このところもよろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今回の予算を見ると旧町村に道路維持関連でかなり予算を特別に、豪雪ということもあったので、道路維持管理に相当財源を振り分けたということに対しては評価します。やっぱり、各市道がだいぶ傷んでおるしおな、あまり留保財源持たないで、使えとはいわないけれども、有効に使っていただくようお願いします。

もう一つ、環境交通安全課に聞きます。今課長が説明した協和地区のことについて若干私の認識不足だと思うので、この説明によると22年度末基金残高が8,800万、23年度の取り崩しが4,000万、それで、23年度の積立予定額1億300万というのは、これは基金と一般会計的な会計要素と二つあると思うんだけど、そういう

認識でいいのかどうか確認します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、1億300万につきましては23年度中に積み立てする部分でございます。それで、基金現在高につきましては、23年度中に今の積立額1億300万は積み立ていたしますけれども、取り崩し額が4,068万2千円ほどございまして、差し引きで、補正後の基金現在高につきましては、1億5,060万8千円ほどとなるものであります。よろしいでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、これ1年間に県から5,000万入ってるんだしべ。

○環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、1年間に2,300万であります。

○委員（本間輝男） 委員長、自分の所だから一番良くわかると思うけれども、俺認識不足だな。8,800万の基金があって、4,000万使ったと、更にまだ1億円が基金として、23年度ということは3月31まで積むということの説明だしべ。わかりにくくねが。ちよいとこの説明では。2,000万積んで、8,300万に2,000万積みめば1億円なるという、そういうことだ。だとしても、俺な単純だから、ものわからねってだべども、8,800万を4,000万使ったと、残り4,800万なべ。だからこれ、ちょっと、分かる否と説明してけね。山谷部長でもいいし。

○委員長（渡邊秀俊） はい、山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 23年3月末で8,800万、その後ですけれども、県から、

○委員（本間輝男） 23年度末8,800、22年だべ。

○市民部長（山谷勝志） 23年度に 2,300万、県の。その他に浄化槽関連の積立が協和の方でありまして、その基金から 6,000万が入っております。それが23年の8月5日付で入っております、そちらから6,000万が入りまして、金額がトータルで最終的には1億5千万になるということになります。2,300万だけでなく。8,600万が入って、今回更に2,000万ということでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） だとすれば、ここになんか、付記とか付けて説明しねば、これだけで議会で分かれて言ったって、絶対わからね、はっきり言って、議場で見ててなんぼ見てもわからね、これ。6千万の支出と2,300万が入って来ねばこれなんか出るわけねよ、これ我々さ説明して、今平課長は優秀な方だからいいでも、これだけではよ、

議会で承認もらうたってこれでは不親切だ。

○環境交通安全課長（平寛二） 今後十分気をつけて分かりやすいようにしたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） 今の説明で分かったしか。

○委員（本間輝男） 分かったって言えば分かった、なでもこの表と総務部長が今日議場で説明したやつでは納得いかねことだ。ちょっと休憩。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、報告第 5 号、専決処分報告について、「大仙市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 報告第 5 号 専決処分報告についてでございます。資料 No. 1、4 ページからとなっております。次に 6 ページをお願いいたします。大仙市条例第 22 号、大仙市税条例の一部を改正する条例となっております。平成 24 年 3 月 31 日公布しております。大仙市税条例の一部を次のように改正するとさせていただきます。このことにつきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律等が平成 24 年 3 月 31 日公布され、一部を除き平成 24 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、大仙市税条例の一部を改正する必要があ

りましたが、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものです。

改正の主な内容ですが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするとしております。次に、公共下水道を使用するものが下水による障害を除去するための施設を設置した場合、その施設に係る固定資産税を4分の3に、また、特定都市河川流域内（大仙市では現在該当なし）に、雨水貯留浸透施設を設置した場合その施設に係る固定資産税を3分の2に、それぞれ軽減するものでございます。次に、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置（2分の1）について2年延長するとともに、土地の固定資産税の負担調整措置について、平成23年度までとしていたものを、原則その仕組みを平成26年度まで延長するものとしておりますが、住宅用地の負担調整措置については、負担水準が80%以上のものについて、当該年度の固定資産税を据え置くとしていたものを、今回の改正では90%以上のものについて据え置くとしており、90%未満のものにあつては前年度の課税標準額に5%を加えた額を課税標準とし、20%を下回る場合は20%相当額とする経過措置（平成24年度及び平成25年度）を講じた上で平成26年度に廃止するものです。

次に、土地保有税については、現在、課税停止としておりますが、土地保有税に係る特例についても平成26年度まで延長とするものです。また、非営利型法人が、直接、保育等の用に供する固定資産税を非課税とするものです。

次に、所得割の市民税の特例について、居住用財産が災害により滅失した場合において、当該家屋の敷地の用に供されていた土地の譲渡期限を3年としていたものを、東日本大震災により滅失をした居住用財産の当該譲渡期限を3年から7年とし、また、従前の住宅の増改築した際に住宅借入金がある場合の所得税等の軽減について、東日本大震災により滅失した住宅の再取得に係る当該住宅借入金についても重複して税額控除の対象とすることが追加されております。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ないようですので質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長(渡邊秀俊) 次に、報告第6号、専決処分報告について、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長(佐藤哲男) 資料No.1、11ページからとなっております。報告第6号 専決処分報告についてでございます。続いて13ページをお願いいたします。大仙市条例第23号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、大仙市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するとしてございます。このことにつきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律等が平成24年3月31日公布され、一部を除き平成24年4月1日から施行されたことに伴い、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものです。

内容につきましては、居住用財産が災害により滅失した場合の長期譲渡所得(5年以上の所有)の課税の特例の適用となる譲渡期限について3年としておりますが、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合にあっては、当該譲渡期限を、東日本大震災があった日から7年とするものです。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(渡邊秀俊) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ないようですので質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第116号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。始めに、舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、資料NO3-1の平成24年度補正予算（案）4月補正事業説明書をご覧ください。ページ数は、14ページをお願いいたします。事業名は、災害復旧事業費でございます。補正額は、112,141千円、補正後の額が、119,171千円となっております。事業の概要であります。今冬の豪雪及び4月4日に発生しました暴風により被災した施設等の災害復旧に要する経費でございます。

次に被害状況の欄でございますが、総務部関係については、三つの項目がございます。そのうち、管財課所管としては、庁舎災害復旧事業費、ひとつとんで、その他施設災害復旧事業費となっており、すべて暴風による災害の復旧費であります。詳細につきましては、右のページ、15ページをご覧ください。1番目の庁舎災害復旧事業費の補正額は、1,728千円であり、内容としては、西仙北支所が、庁舎の電気室のドア修繕643千円、庁舎敷地内 外灯修繕が137千円あります。また、仙北支所については、バスの車庫シャッター修繕が194千円、重機車庫のシャッター修繕が754千円あります。次に3番目の その他施設災害復旧事業費であります。補正額が175千円あり、内容としては、仙北地域の旧仙北消防分署の屋根の修繕が86千円、払田柵ニュータウンの案内板の修繕が89千円となっております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第116号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。資料ナンバー「3」の補正予算書と、併せて資料ナンバー「3-1」の主な事業説明書によりまして説明いたします。

始めに、補正予算書の12ページ、主な事業説明書の1ページをご覧ください。3款5項1目80事業、災害救助扶助の補正額892万円の内訳をご説明申し上げます。この度の爆風による災害により住宅家屋の屋根のトタンが3分の1以上剥離する被害を受けた世帯への特別見舞金を支給する経費でございます。

見舞金の単価といたしましては、1世帯当たり2万円とさせていただきますが、4月10日時点での被害調査の結果から128世帯分を対象世帯として見舞金の所用額を算出させていただき256万円の補正をお願いするものでございます。内訳は、大曲地域37件、神岡地域18件、西仙北地域12件、中仙地域8件、協和地域18件、南外地域4件、仙北地域19件、太田地域12件の128件でございます。尚、この特別見舞金につきましては、昨年の水害の特別見舞金と同様に支給要綱を定めまして、自宅に甚大な被害を受けた方々に公平に支給させていただく予定であります。

次に、農業用生産施設の被害を受けた所用農業者への見舞金でございますが、636万円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、農業用のビニールハウスのビニールが50%以上の破損によりビニールを更新したもの、又、農業用ビニールハウスの倒壊等により再建築が必要となるもの、畜舎等の屋根のトタンが3分の1以上剥離したもの、或いはこれに準じる被害を受けたものを所有している農家に対し、農業者を単位として、特別見舞金を支給するものであります。見舞金の額は、水稻育苗用ビニールハウス1万円、園芸作物、花卉用ビニールハウス2万円、畜舎が同じく2万円で対象世帯数394件が、この基準に該当するものとして所管の農林振興課から報告を受けてあります。見舞金の額は、水稻育苗用ビニールハウスが、152棟で152万円、園芸作物、花卉用ビニールハウスが、219棟で438万円、畜舎は23棟で46万円で総額636万円と算出いたしました。合わせて892万円の見舞金支給額の補正をお願いするものであります。

次に補正予算書の16ページ、主な事業説明書の2ページをご覧ください。9款1項6目10事業、災害応急対策費の補正額1億312万円の内訳をご説明申し上げます。事業の目的でございますが、今回の爆風は、市内に大きな被害をもたらしたことを鑑みまして、今回の災害に限り、被害された住家からの飛来物等を市が行うこととさせていただきまして、市民生活への影響を早急に取り除くために行う事業であります。事業の内容でございますが、市民の要望に基づきまして飛散したトタン等や住まいの敷地の倒木の撤去、搬出、処理を行うものであります。市では、こうした風害によって生じたトタ

ン剥離・倒木・塀の倒壊・パイプ車庫等の飛来物の処分を原則、市が行うことと取り決めまして、直接市が契約した業者にその処分を行うこととしたものであります。既に、緊急を要するために自己で直接処分を行ったものにつきましても、公平さを保つために、その経費を補助金として市が負担することとしたものであります。10日現在の被害調査から、その処分を市が委託した経費でございますが倒木処理として裁断、搬送、そしてチップ材として再利用する経費を1本当たり5万円と見込み1,302本分の経費6,510万円、トタン処分経費として、1件当たり2万円と見込み、845件分の経費1,690万円、さらに板塀やブロック塀の倒壊被害の処分費を40万円、倒壊したパイプ車庫の処分費72万円とし合計8,312万円積算いたしました。

補助金につきましては、1件当たりの単価を5万円と見込み400世帯を対象にその処分経費を助成させていただくものと積算しております。この補助金制度につきましても今回の災害を特別のものとして位置づけ補助金支給要綱を定め公平に負担するよう実施してまいる所存であります。合わせて1億312万円の災害応急対策費の補正をお願いするものであります。

次に、補正予算書の19ページ、主な事業説明書の14ページをご覧ください。9款1項6目10事業 災害復旧事業費の総務部消防施設災害復旧事業費の補正額137万7千円の内訳をご説明申し上げます。15ページの補正額の内訳をご覧ください。風害において破損した消防資機材格納庫・水防倉庫等の消防施設の修繕経費であります。大曲、西仙北、中仙、協和、南外地域における10施設において屋根トタンの剥離が5箇所、外壁破損が2箇所、シャッター破損が2箇所、ガラス破損が3箇所さらに消防水利標識板の破損が24箇所であります。

以上、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 次に、平環境交通安全課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） 環境交通安全課所管分についてご説明申し上げます。補正予算書は18ページであります。事業説明書は14ページ中段、15ページ中段をお願いいたします。11款3項2目10事業、衛生施設災害復旧費単独分につきましては、77万2千円であります。これは、4月3日から4日にかけて発生した風害についてであります。大曲墓地公園東屋が落下したもので、屋根部分を活用して復旧する経費が67万9千円と、大曲一般廃棄物最終処分場の倉庫シャッターを修繕する経費9万4千円、合わせて77万2千円を補正するものであります。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 災害扶助についてですが、これはあくまでも住宅だけなのか、例えば作業所とか車庫の場合は該当ならないのかということと、次のページ倒木1, 302本とありますが、この件数は、要するに戸数というか、何軒に被害があるかということをお尋ねしたいと思います。それからこの補助金について1件当たり5万円の補助金400世帯とありますが、この内容をもっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 最初のご質問でございますが、今回の見舞金につきましては、あくまでも住宅に限定させていただきました。水害の際には一部事業所も加えておりましたが、今回は住宅に限定させていただいております。

次に、倒木の件数でございますが、10日現在の件数であります、4月20日現在で調べた件数でありますけれども、これが最新の件数でございます。840件、40世帯で倒木した件数を集計してございます。最後の補助金につきましてでございますが、あくまでも平均的に捉えた数値でございます。個別にかかった費用はそれぞれ異なっております。今日の審議後、正式に申請書をいただきまして、領収書を確認しながら個々の支給に努めて参りたいと考えております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 関連してですけれども、パイプハウスもだいぶ被害あったと思いますけれども、パイプハウスの残骸等についてはそういう運搬経費的なものは考えていないのかということひとつと、もう一つ、既に処理してしまったものについては後で対応するということでしたけれども、その用紙等はいつ頃出来るのか、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） ビニールハウスのハウス部分のご質問だと思いますが、農林振興課の所管になるわけですが、あくまでもビニールのみと特定させていただいているようでございます。事業用という表現もございますので、あくまでも農家の方々が使えないとなると廃棄処分をしていただくような形になろうかと思います。補助金の申請書でございますが、ひな型は出来ております。今日の午後からでも各支所の方に配付し、それぞれ申請を頂くように手配してございます。

○委員（富岡喜芳） 委員長、休憩。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 防災対策室の皆さん、ほんとうにご苦労さまです。そして、今回のように全域にわたって大変な被害をもたらした風害というふうなものに対する職員の体制も大変なものだったのでないかなというふうに思いますけれども、防災対策室の方で担当しているこの住家の被害、シャッター、小屋等、こうした部分のこの被害総額というふうなものは、いずれ出せる見込みがあるのかどうか、もし現時点でどの程度の住家被害が起こったものなのか分かったら教えていただきたいと思います。

もう一点は、今回の風でかなり老朽化した家屋の屋根の剥離だとかもかなり見受けられたと思います。聞くところによると今回の風をきっかけに空き家条例を活用したいというふうな申し出も結構出て来たというふうにも伺っております。そういう意味で、今回の風害が、いわゆる空き家でこういう被害、起こっている件数というのはどれくらいあったものなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 最初のご質問でございます。被害額についての算出は現在まだ出してございません。屋根のトタンの剥離、それを修復する場合には個々の事情があるろうかと思えます。全部残っている部分も剥ぎ落として新たに修繕する方もいらっしゃると思えますし、一部、剥がれた部分のみの修繕ということもあろうかと思われま。いずれ災害調査にあたっては、全て写真を撮らせて、調査表を作っておりますので、後日、その三分の一程度の判定も含めて、その調査表に基づき再度訪問しながら一件一件該当するしないを判断したいと考えております。

次に、空き家の問題でございます。大曲地域内で調査したトタン剥離の被害住家の中で33件ほど空き家がございました。ここに住んでおられない方々、特に東京にお住まいになっている方で、条例の存在を知り、いわゆる補助金の制度を活用し、屋根が剥離するということはトタンが飛んで周りに迷惑をかける危険な状態という位置付けになりますので、それをこの機会に、屋根を直すよりは解体してその空き家を無くすという決断

をなされた方が約10名ほどございます。もう既に補助金の申請をして、解体に向かった方もいらっしゃいます。当初予算で50万円を5件、250万円補助金として設定しておりましたが、この風が逆に追い風となるような形で空き家の解体が進んでいるような状況でございまして、大曲地域だけでなく、支所の被害の空き家も現在調査し、そういった情報提供しながら空き家の解体に努めていく所存でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そこでちょっと感じたわけですが、災害応急対策ということで、倒木、トタン、塀、パイプ車庫、いずれこれら市民の皆さんからの苦情だとか申し出があったりして、全地域回って、しかも写真を撮ったり、もの凄いの、やっぱり仕事量が多かったわけだと思いますが、そこに加えてこの空き家条例の関わりも増えてきて、防災対策室の人達って、相当この間振り回されたといえればあれですけども、業務量としては予想以上になったのではないかなと思ったわけです。そもそも空き家条例を使って解体をしていくというようなことであると、危険な家屋なのかどうかというのは建設部で判断する、住宅建設課が判断する問題でしょうし、また、そういったことも考えますとこの空き家対策というふうなものは本来住宅対策の一環として、防災対策室が取り組むべき課題なのではなく、住宅建設課が本来検討すべきものではないのかなというふうなことに、ちょっとこの間の、今回の風の被害とそして空き家の被害の関わりで、そういう問題意識を持ったわけですが、これは直接この予算とは関係ありませんけれども、いずれその防災対策室が抱えている課題にしてはあまりにも多いのではないかなというふうにも感じたわけですが、その辺は、総務部長さん、どんなふうに思っているんだしべ。郡山さん。全体の、やっぱり、ほら、機構との関わりもあるので。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山防災管理監。

○防災管理監（郡山茂樹） 昨年度の3月議会で空き家条例を今年度中に制定すると、23年度中のことですが、そこからスタートしたわけですが、いま、佐藤文子議員が言われたあるべき姿としては、建設部も当然入りますし、全庁横断的だというような意見もございます。ただ、今回の空き家条例の制定の趣旨のほんとのねらいは、本来空き家が及ぼす影響の根源は、倒壊危険があって、住民の人命と財産に影響を与えるという危険度、それから空き家は景観が悪いといった北海道ニセコ町の例、景観の話、それから空き家を今度は有効活用してもらって、人に帰ってきてもらおうという話、この3つの視点から12月に議会にお願いしまして制定されました大仙市の適正管理に関する

条例は、危険度の回避と、ここに焦点を絞ったものでございます。したがって、佐藤文子議員が言われた、あるべき姿としては建設部も巻き込んだ、全部網羅された空き家条例であれば素晴らしいものなのですが、その空き家が持つ問題を一つ一つ片付けていこうということで今回は危険度回避ということで総合防災課が主軸になったと考えております。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれこの空き家対策、これだけまず、条例を活用した解体等要望が急激に増える中で、一方では被害調査及び対策にかけずり回らなければならないというようなことで、本来防災対策室の皆さんが果たすべきそういう防災対応、こういったところに空き家対策が、手足をかなり取られているのではないかというふうなイメージを感じたものですから、今回このダブルでもの凄い分量の仕事が増えちゃったわけですが、そういうふうな中で私はこうした問題意識を感じたものですから、その辺実際防災対策室が果たす仕事から見て、空き家対策が相当時間を取られてないかというふうなところはどうか考えているか、ちょっと。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山防災管理監。

○防災管理監（郡山茂樹） 総合防災課はこの4月1日で4名増えまして、2名岩手の宮古の方に派遣して、2名実質増えたわけですがけれども、そういった観点では充実されているし、佐藤文子議員が言われる総合防災課は大変だといった思いには感謝申し上げますけれども、実はこの災害、被害状況の調査は全庁横断的にやっております、大曲におきましては税務課長以下総力でやってくれています。ただ支所の、ほんとに機構改革で平均35名から38名の間の職員で全力を持って、市民サービス課或いは農林建設課職員で、みんなでやっているといったところで、全庁横断的にやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今佐藤議員言われたように、大変ご難儀かけたわけだけでも、いつも災害で思うのは、まず一点は、各支所で対応のばらつきがあったのではないのかなということまず一点。

それからもう一点、支所の皆さんは人数が不足だ割りに、2回も3回も足運んでくるわけだ。これはやっぱり、もっともっと指揮系統というか、そういったものきちっとや

っておかなければ、何回も足運んで、人がおらない、難儀だ難儀だ、土曜日も来てみたりするから、そこら辺もう一回見直す必要があるんじゃないかと、例えば、各自治会の会長さんをお願いしてその集落を、もちろん支所でもいいから一緒に回って、全部の被害を把握して、支所の分で建設部、農林部いろいろ分けているのいいんだども、農林関係は農林関係の職員来て、市民サービス課は市民サービス課で来る、2回も3回も同じ所見に来て同じ写真撮っていつているから、何にもならない仕事しているんでねがなど、今回の風害ばかりでなく、水害の場合もそう感じていますので、もっと効率よく、体制をきちっと整えておいた方がいいんじゃないのかなと痛切に感じました。以上、答弁いりません。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時09分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊